

東洋史研究

第三十二卷 第一號 昭和四十八年六月發行

幹脱錢とその背景 (上)

——十三世紀モンゴル元朝における銀の動向——

愛 宕 松 男

目 次

はじめに

一 幹脱錢の問題

1 幹脱・幹脱錢の解釋

2 漠北時代における幹脱の活躍

3 元朝幹脱制度の變遷

4 幹脱錢營運のメカニズム (以上本號)

一十、十三世紀、東西陸上貿易と銀の問題

1 東イスラーム圏における銀通貨の缺乏とその回復

2 西ウィグル國の東西分裂と貿易上の競合的立場

3 中國に通ずる新たな二つの通徑路

① 青海ルート

② 長城外草原ルー

③ 金朝からモンゴル朝にかけての推移

三 中國銀の西方流出

1 宋代、東西貿易における銀の登場

2 遼金時代における銀の動向

3 北宋における銀の産出と銀價格の變動

4 金元時代の銀價格

む す び

はじめに

その勃興期の前後から引續き元朝時代に亘って、モンゴル朝の東部領域内—中國を中心とする東アジア地域をさす—に在るの諸色目人の演じた多岐な役割には、見るべきものが頗る多い。中でもモンゴル支配者層との結托の下に行われた財政上また經濟上の活躍は、それが公的性格を伴って發現されるだけに、影響する所が廣くかつ大である。西域人商賈、特にウィグル人(畏吾兒)・サラセン人(回々)*の特定團體たる幹脱ならびにそれに關連する幹脱錢の問題は、かかる意味において、從來とても特殊研究の對象となつたことであるし、今後もまた同様であらねばならぬであらう。

* 回々の内容は極めて廣汎である。元朝の記録では、木速魯蠻回々 Muslim (元典章五七)・黑回々 Hindu (同五五)・朮忽回々 Jew (同上)・主鵠回々(山居新語)・弗林回々 Furun (元史八・一三四)などと連稱されていて、嚴密には必ずしも内容を固定せしめられていない。回々の語は本來ウィグルの音譯たる回紇の異文であつたが、その後イスラーム化したウィグルを特に指して使用され、やがてその使用範圍をイスラーム一般に及ぼし、終にはイスラームをも越えてすべての西域人にまで擴大されることになつたものである。従つてここでは本義に溯つて、回々の語をムスリム||木速魯蠻回々に限定して行使する。

東方における幹脱・幹脱錢の實態については、周知のように、既往の諸研究によつて

P. Pelliot, Notes sur le "Turkestan" de M. W. Barthold. (T'oung Pao 1930. p. 33)

小林高四郎「元朝幹脱錢小考」・「同補正」社會經濟史學 四一九・五一、昭和十年二・四月

「元代に於ける回教徒の高利貸について」善隣協會調査月報 五二、昭和十一年九月

羽田 亨「東方に於けるソグド人の活躍」東洋史研究 一一一、昭和十年五月

「蒙古の幹脱錢について」史學雜誌 四七一・二、昭和十年十月

岩佐精一郎「元代幹脱錢の原語」史學雜誌 四六一・七、昭和十年七月

村上 正二「元代の幹脱錢について」歴史學研究 七十八 昭和十二年八月

「元朝に於ける泉府司と幹脱」東方學報 一三二一、昭和十七年五月

略々その全貌が解明され盡くした観がある。即ち幹脱の語義に關しては、羽田博士・ペリオ教授によってその對音がトルコ語 *ortaq* — 商人協業組合の成員 *Genosse* を意味する — に比定されることとなり、ここに洪鈞に創まり「元史譯文證補」卷二九、元世各教名考 — 張星煊に繼承されて — 「中西交通史料匯編」第四冊第二節 — 久しく定説化していた幹脱 — ユダヤ人説からの啓蒙が果されることになった*。幹脱の原義がかように回紇 — ウィグルを主とするトルコ系商人、乃至は木速魯蠻回々 — ムスリム商賈の特定團體を意味するものであるとすれば、この定義に基いて、同じく中國文獻が、モンゴル朝治下の漢地に等しく特異な利殖活動を指摘する賈胡もしくは回々商賈なるものを以てこの幹脱戸に直結せしめることが可能となつてくる。そして事實かかる基礎工作の上に、幹脱制度の沿革・幹脱錢營運の内容その他が効果的に糾明されたことである。

* 幹脱の原義に關しては、安部健夫氏にこれらとは別個の *gontol* 説がある。氏の論説集「元代史の研究」に收録された「元代通貨政策の發展」註三〇にはこの説が記されているが、記述は極めて簡單で僅かに結論を擧げたにすぎない。この説は今後、氏みずからによって主張される機会がないまま、終には没没する惧れが多分である。畏敬する先輩の業績を顯彰するためにも、その詳細を紹介する必要があるのであらう。昭和十三年度京都大學文學部東洋史學特殊講義に基いてその梗概をここに述べることにする。但し私のノートの不備と理解の不足とから、或は氏の眞意を伝ええない點があるかもしれないが、勿論その際における責任は私に負わさるべきである。

gontol 説には一つの前提がある。他でもないそれは、幹の字に對して *wo* ではなくて *kuan* 音を採ることである。現行音でもそうであるが、この二音は金元の際でも同様に幹の字に附せられていた事實を金の韓道昭「五音集韻・元の熊中「古今韻會舉要」で確めると共に — 烏括切と古緩切 — 他面、元史一六九劉哈刺八都魯傳の幹脱赤 (*otoci* 醫師) ・「曠耕錄」二二の幹脱 (*otok* 喝邊) を例證として、元朝記録中にある幹脱の字面は *otok* の音を寫しこそすれ *orto* の音寫には不適切だった旨を主張した上で、右のような *kuan* 音を幹脱の幹の字に採用するのである。幹脱が *kuan tuo* の音だとすれば、*E・コワレフスキー*、又 *J・シュミット* の蒙古語辭書に見える動詞 *khonto-khou* (暴利を貪る) からの轉成名詞 *khonto-j*, *ghonto-1* (暴利・利息) こそが、幹脱の字

面を用いて音譯されるに最も適當な原語とみなすべきだといふ。

しかしながら私はこの説には賛同できない。その理由の第一は、徐嘉瑞著「金元戲曲方言考」に指摘する元末の雜劇作家楊文奎の貨郎且劇が、官銀すなわち幹脱銀を窩脱銀(Shonol)の形で寫している事實である。元朝時代に生きた人が現にこれを Shonol と稱していた以上、Shonol 説は成立し得ないであらう。その理由の第二は、本文で後述する南宋末の彭大雅「黑鞑事略」が當時のモンゴルに賈販・利殖を自ら行う經驗知識がなかつたと特記している事實である。この限り當時のモンゴル語に、利息を意味する shonol の語が在ったとは思えない。つまり現今の shonol は本來のモンゴル語ではなくて、後來の移入語もしくは造成語であるから、之を以て十三世紀の元朝文献に現れる幹脱に擬することはできないであらう。想うに現代モンゴル語彙中の shonol は、この幹脱の字面を明代以後 kuan tuo と讀まれることになった結果、それがモンゴル語に移入されたものではなからうか。

もつとも幹脱錢に關しては、追求さるべき問題が少なからずまだ残つてゐる。そもそも幹脱錢債そのものに對する定義が必ずしも一致していないし、それに幹脱の制度・沿革についても補足すべき若干が認められる。殊にはモンゴル元朝の治下に暴利を貪るこの種の利殖事業が横行したという事實の基盤や背景が殆ど不問に附せられてゐる現状では、この問題は依然として古くて新しい課題たりうるであらう。

幹脱錢の背景に専ら照明をあててこの問題を再考し直してみると、それが根柢は豫想外にも深く、實にシルク・ロード線上の東西兩市場——中國とイスラーム世界——に互る銀の動向にかかわつて派生してゐる事實が糾明されてくる。もつともこの點は、抑々幹脱錢そのものが後述のように銀資本の増殖を本來の目的とするものであり、且つその事業擔當者たるウィグル・サラセン人とは銀經濟の中に育ち東西貿易に活きる人種である點よりすれば、容易に推知されうる所なのであるが、しかし事實は豫想を越えてはるかに深刻なのである。是に至つて幹脱錢の問題は、單にモンゴル治下の漢地に出現した一特殊現象として處理されうるものではなくて、中國とイスラーム世界とを結ぶ國際舞臺において考察されねばならなくなるし、又こと東西貿易に關するとなれば、これまた十三世紀前半期という限定を離れた過去にまで溯つて追求さるべきであらう。本小稿ではかかる觀點に立つて幹脱錢の問題を再検討しようとする。先ず幹脱營運銀の實態を考證し、次で十々十三世紀の東西陸上貿易における特殊性、特に商品としての銀の位置を論じ、最後に宋金元に互る銀價格の遞増の事

實を指摘して結論に到達する豫定である。

一 幹脱錢の問題

1 幹脱・幹脱錢の解釋

元朝の記録に幹脱戸として現われる一群の民が専らウイグル賈人・サラセン商人によって占められ、且つ漠北時代より以來、モンゴル帝室・諸王との結托によって特殊戸計に編成されていたという見解は、上記したように現今すでに定説となっている。しかしながらこの結論たるや、それは全く幹脱の語源たるトルコ語 Ortaq の原義 ≡ Genosse, Teilnehmer を演繹してえられた結果にすぎない。幹脱戸を直截的に定義した當時の記録が遺憾ながら見當らない以上、幹脱に關する個々の資料を綜合歸納して右の定説を再確認することは、この場合、必ずしも徒事ではないであろう。

先ず至元廿三年六月十三日の括馬の政令について見るに、「大元馬政記」にいう幹兒脱 ≡ Ortaq を*

至元二十三年六月十三日。丞相安童等奏。議定漢地州城括馬。幹兒脱・達魯花赤官・回々・畏吾兒并閑居人富戸有馬者。三分中取二分。漢人盡所有拘收……奉旨准。——大元馬政記、刷馬——

元史本紀では明かに色目人という汎稱の中に包攝している。

至元二十三年六月戊申〔十三日〕。括諸路馬。凡色目人有馬者。三取其二。漢民悉入官。敢匿與互市者。罪之。——元史十四——
斷るまでもなく、色目人とは諸色目人の省略形であつて、西域系諸種族を一括する總稱として當時一般に行使された慣用語であるから、この限り幹脱戸が西域系に屬することは動かない事實となる。

* 元朝の文献では殆ど例外なく「幹脱」の形で統一されている間に、獨りここ大元馬政記に「幹兒脱」の字面をかりた音譯が示されているのは注目に値する。これこそは正に Ortaq の最も忠實な音寫であると言ひえられよう。従つてこの事例は同時に幹脱 ≡ Ortaq 説

を證明する有力な一資料ともなるであろう。

幹脱戸は西域系種人—中でも特に商業者としての典型たるウィグル人・サラセン人であるが—から構成されていたといつても、無論それは西域人それ自體を意味する同義語ではない。王惲「烏臺筆補」に引用される憲宗ムンケカーンの聖旨の一節を参照すれば、その次第は自ら明かとなるであろう。

照得。欽奉先帝〔憲宗〕聖旨。節該。幹脱做買賣・畏吾兒・木速兒蠻回々。交本住處千戸百戸裏去者。若稱有田產物業。不去呵。依已前聖旨體例裏。見住處不揀大小差發・鋪馬・祇應。與民戸一體當差。欽此。……王惲、烏臺筆補八十八—

幹脱戸が一般ウィグル人・サラセン人と別項目をなして並稱されているのは、その何よりの證左である。もつともここでは幹脱戸を説明して「買賣を做すもの」としているが、これについては後述するように、彼等の利殖活動は何も交易のみに限られたのではなく、當初はむしろ高利貸事業に重點がおかれていたのであるから、「買賣を做すもの」とは決して幹脱戸の普遍的定義ではない。唯この憲宗聖旨の眼目が、幹脱戸をも含めた色目人を漢地州縣の民とは別個の管轄組織たる夫々の千戸所・百戸所に所屬せしめるといふモンゴル朝の建前を開明するにあつた關係上、幹脱戸の中でも殊に州縣に定着しやすい商旅行販の輩—高利貸金の營運を主とする場合なら、貸付と取立の兩時のみに漢地州縣に赴けば事がすむであろうが、行販を専らとする限り、州縣に常住する傾向が強まらざるをえないであろう—を特に指定したまでである。この點については、次に掲げる世祖フビライカーン至元八年三月の戸口條畫に引用されている憲宗聖旨と不可分の關係が認められるのであつて

諸幹脱戸。見實聖旨・諸王令旨。隨處做買賣之人。欽依先帝〔憲宗〕聖旨。見住處與民一體當差。—通制條格十七、戸口條畫—

それにも不拘、營業の必要から州縣に定住する幹脱行販人に對しては、州縣官の管轄下に漢民と齊しい賦役を課すという幹脱戸にとつては云わば例外處置が同時に規定されたのである。

このように見てくると、憲宗聖旨の中に指示された「幹脱做買賣」という一句を數演する至元八年の戸口條畫が「現に

聖旨もしくは諸王の令旨を携えて隨處に買賣をなす幹脱戸」としてゐるのは、意味する所すこぶる重大でなければならぬであらう。幹脱戸である限り商販に従事するといつても——高利貸事業を行う場合も全く同様であるが——一般商賈と何ら變らぬ様式をとつていたのではない。幹脱戸ならば必ず聖旨・令旨を帶領してゐるという特色が、これら兩者を區分する最も著しい相異をなしてゐた。聖旨・令旨の帶領とは云うまでもなく、その利殖事業の出資者が皇帝・諸王に係るという明確な標識でなくて何であらうか。幹脱戸の本質はここにこそ露呈していると云わねばならない。少しく時代の降つた成宗大徳年間の著書たる徐元瑞「吏學指南」が、これに關連して次のような定義を下してゐるのはここに引用する價值があるであらう。

幹脱。謂轉運官錢。散本求利之名也。——徐元瑞「吏學指南」——

そもそも「吏學指南」とは胥吏の常識に資するための俗書であるから、この定説も嚴密には不正確を免れないが——例えば幹脱と云えば本來それは幹脱戸をこそ意味するにも拘らず、漫然とそれを幹脱錢の意において使用してゐるが如き——その點の疏漏さを不問に付すならば、幹脱戸もしくは幹脱錢の特性は粗雑ながらも略々指摘されてゐると云えよう。何となれば官錢を營運して利殖を圖るという根本義だけは、そこに於ても見逃がされてはいないからである。以上を要するに幹脱戸に對する認識は、専ら色目人によつて構成されてゐたという特殊性もさることながら、それにもまして重要なのは、元朝に獨特な諸色戸計——軍・站・匠・打捕・鷹坊戸等々といった區分の下に、夫々個有な役務を以て國家に奉仕することを義務づけられた戸計の分類——の一をなすもの、その獨自な對國家義務とは取りも直さず以上に引用した兩資料に要約される如く、皇帝・皇后・皇太子・諸王・公主・駙馬・帝師など元朝の最高支配層に隸屬してその利殖事業を擔當することに在つたという把握である。

幹脱の本義を右のように検討してみると、そこに自ら彼等の營運する幹脱錢の本質が解明される。早く岩佐氏が指摘されたように、それは正しく「幹脱の貸金ではなしに、幹脱に預けて運用を委された官錢」に他ならないのである。但しこの定義についても異議がないわけではない。小林氏は元朝文獻に幹脱公私錢債と區分されてゐるのを踏まえて、右の官錢

の外に同様に營運される幹脱戸の個人資金の存在を認めて之を幹脱私錢と見なすのであるし、村上氏も「幹脱に貸出す室・諸王の私財を泉府規營錢と呼び、幹脱によってそれが民間に高利貸資金として貸付けられた場合、之を幹脱錢債、又略して幹脱錢と呼ぶ」との見解をとる。兩説ともに幹脱戸―庶民の間に運営される融通資金に幹脱錢の本質をかける點に符合が見られ、従つて皇帝・諸王―幹脱戸の間にそれを認める岩佐説と對立するわけである。しかしながらこの問題に關しては、次の資料が決定的な回答を與えてくれるであらう。

至元二十九年十月御史臺咨。承奉中書省劄付。泉府司呈。七月二十三日本司少卿趙奉直(大夫)齊擊御寶聖旨。前來中書省開讀。節該。如今過得的每明有顯跡幹脱每若有呵。與者。別箇失散了的・無保人的每。休要者。做頭口與來的幹脱每。眞箇被不拜戸要了呵。委實窮乏無氣力呵。休陪者。要了錢的幹脱每。委實窮乏生受呵。休要者。富的本錢休要。交納利者。窮的若有呵。他的本錢交納者。……欽此。——元典章二十七、爲追幹脱錢事——*

幹脱戸に對して過去に貸付けた資金を回収し整理する處置をこの資料では「爲追幹脱錢事」乃ち「幹脱錢を追する爲の事」と題しているからである。

* 幹脱戸に對するこの幹脱錢追科の法は世祖の聖旨による處置であるが、その具體的内容は凡そ次の如く二類六段階に分れる。

- (一) 貸與期限がすでに終了した幹脱戸に對して
 - ① 規定の元金利息を完納した者には、幹脱錢の再交付を聽す。
 - ② 缺損を蒙った者でかつ保人のいない場合には、差し當たり追科を緩める(休要)。
 - ③ 營運に失敗したため身を以て(賤民≡不投拜戸に身を落して)賠償に充てんとする者には、全額の免除を聽す(休陪)。
 - (二) 貸與期限が正に終了する幹脱戸に對して
 - ④ 營運の成果が思わしくなく規定の元金利息の返済が困難な場合には、追科を緩める(休要)。
 - ⑤ 營運の成果の如何に拘らず十分の餘力ある者には、元金はそのままに利息だけを納めしめ實質的に資金の再交付に準ぜしめる。
 - ⑥ 營運の効果が十分にあがらなかつた者には、利息の取立は暫時猶豫するか乃至は免除することとし、元金のみの返済を命ずる。

以上の所論を總括するに、幹脱公私錢債とは、皇帝〔御位下〕所屬の係官資金―これが幹脱公錢である―もしくは皇帝以外の諸支配者層〔諸位下〕の資金―これが幹脱私錢である―を利殖する目的を以て、夫々の資金所有者から諸色戸計の一をなす幹脱戸―これを構成するのは専ら特定のウイグル・サラセン商人である―に貸與される債務である。幹脱戸は利潤獲得に最も好便な凡ゆる事業にこれら資金を投下し、規定の利息を課賦貢獻の形で夫々の出資者に納入する義務を負う。無論、時には豫想通りの利潤がえられず乃至は缺損して元金喪失の憂目にあうことも絶無ではないが―直前に引用した「爲追幹脱錢事」の資料を参照せよ。但しこの事例は至元二十九年當時に係る點を留意する必要がある。それというのも、後述するように至元十三年の南宋併合より以後、幹脱戸の活躍は南海貿易に直接間接關係する局面に大きく進出するのであるが、この種の事業には巨大な利潤保證の反面必然的にそれに伴うリスクもまた少なからざるものがあつたからなのである。―しかしかかる例は少くとも初期の幹脱戸には殆んど例外にすぎない。何となれば、幹脱錢の營運に伴つて深刻な弊害がモンゴル朝治下の漠地に撒布されるのを常としたことが何よりの證左をなすからである。ところで幹脱戸はこの利殖行爲を以て出資者領主に奉仕する者であるから、この資格が法制の常規や常識の枠を越える非常手段を彼等に藉すことになるであろうが―これが民害に直結するのである―その具體的な様相は如何であつたらうか。

2 漠北時代における幹脱の活躍

文獻上に幹脱の字面が初見するのは、元史憲宗本紀の二年(1253)壬子十二月の條である。

憲宗二年壬子十二月。以帖哥紉・闊々朮等掌帑藏。孛蘭哈刺孫掌幹脱。阿忽察掌祭祀醫巫卜筮。阿刺不花副之。……以只兒幹帶掌傳驛所需。孛魯合掌必闡赤寫發宣詔及諸色目官職。

9 しかしながらこの記録は決して幹脱錢の發端を意味するものではない。それというのも、後段で引用するように、至元廿

10
年(1283)二月の世祖聖旨には「幹脱たちの勾當は在先チンギス皇帝の時分より今に至るまで行い來れり」との言明が世

祖自身によってなされているからである。既に早く太祖朝に濫觴する以上、何等かその管理方式があったことであろうが、法制も記録も疎放な當初の實態は終に判明しない。吾々は憲宗二年のこの記録から初めて幹脱管理機關の獨立した模様を知りうるのであるから、一應これを手懸かりとして前後の事情を考察する必要がある。

元史憲宗本紀によれば、即位直後の官制として重臣マングサールとウィグル人ボルガイを主軸とするそれが示されている。

憲宗元年辛亥夏六月。以忙哥撒兒爲斷事官。以孛魯合掌宣發號令・朝覲・貢獻及内外聞奏諸事。

本紀の元年・二年の可成り不分明な記述を綜合的に正しく説明するものが、幸にもボルガイの第三子答失蠻の神道碑に見出される。

歲辛亥憲宗立極。詔蒙克薩勒爲丞相。昌國〔公孛魯合〕位其亞。天下庶務惟決二人。又領諸王・副車・僧道・伊囉勒琨・大食蠻朝勤・貢獻・敷奏・宣號・發令諸事。明年因敕掌帑藏與祠醫卜諸臣。於昌國原申前制。―姚燧「牧菴集」十三、皇元高昌忠惠王神道碑―

當時のモンゴル帝國はムンケリカンを第四代の首長に選び、その下に前朝以來の政治弛緩を銳意匡正しつつあった。モンゴリアの南方に展開する廣汎なカーン直轄地―定住先進文化地域であり、當時それだけに諸王ウルスの垂涎的となっていた―を漢地・ウィグリア・イランに三分して夫々に燕京等處行尙書省・別失八里等處行尙書省・阿母河等處行尙書省を新設して中央の統制に便ならしめると共に、本國モンゴリアにはカーン宮廷に中央政府が整備された。最高の地位を占める斷事官マングサールとはモンゴル傳統官制の冠たる也可札魯忽赤 Yekke Jarguci であり、従つて上記神道碑が中國風に之を丞相と言い換えているのである。裁決・斷事を職務とするジャルグチと並んで之に次ぐボルガイこそは、副宰相として行政一般を總括する任でなければならぬ。彼の職掌をかぞえて「號令を宣發し朝覲貢獻及び内外聞奏の諸事を掌る」、も

しくは「諸王駙馬・僧侶道士・ネストール教宣教師・イスラーム司祭の朝覲貢獻及び敷奏・宣號・發令などの諸事を掌る」と稱するのは、副宰相としての職務内容を具體的に説明したものに他ならない。之に對して引續く二年十二月、帑藏・幹脫・祭祀・醫卜・驛傳などの部門が夫々獨立に長官を頂くことになるのは、稍々ともすれば副宰相ボルガイの權限縮少たるかの觀を呈するかもしれないが、實は決してそうではなくて廣汎に過ぎる彼の掌管職域の部局化であり、從つてむしろ彼の權威伸張を意味するものである。その次第は、新たに獨立したこれら部局に對するボルガイの地位が本紀では「諸色目官職を掌る」と總括され、神道碑では「帑藏・祠祀・醫卜を掌る諸臣に敕してボルガイに前制を原申せしむ」と説明されている所に十分明らかであろう。果して然らば、憲宗二年に孛蘭哈刺孫の下に初めて獨立部局として設立された幹脫管理機關は、帑藏以下を管理する諸機關と共に齊しくボルガイを總裁と仰ぐものだった。つまり幹脫・幹脫錢に關する政務は、ウイグル人副宰相ボルガイの統轄下に始めて正式官府として成立したわけである。官職世襲の原則の強いモンゴル朝において、このボルガイの第三子答失蠻が世祖初年に幹脫總管府の長官に任じていたのも故なしとしないであらう。ドーンソン「蒙古史」卷二に、「マングカカーン即位するや、ネストール教徒ボルガイを任じて祕書寮長兼内政財務長官たらしめた」というのは、この謂に他ならない。

憲宗初年のこれら新官制は、モンゴル帝國がその征服事業の進捗に伴つて國家内容を充實し、之に應ずる國家組織が漸く緒に就きそめた一端を示すものであるが、同時に幹脫錢に關する限り、これまで財政一般の中に模糊として包括されていた舊態勢から獨自の機關設立に至つたのであるから、當然その半面に幹脫の著しい躍進が潜在していなければならぬ。かかる見通しの下に始めて、前行する太祖・太宗朝における關連記録の裡に彼等の活躍状態が跡づけられるのである。

11
チンギス・カアンと西域商業圏との接觸は記録に徴しうる限り、即位前三年(1203)、カラ・カルジット砂漠の會戦でケレイト部主トゴリール・カカンに敗績した直後の事件として、「元朝秘史」卷六に伝えられる。乃ち敗軍を率いて東走したテ

ムチンは、折から白駝千羊を追いつつエルグネ河沿いに貂鼠・青鼠を買い求め來つたサルタグルの民阿散 Hassan は陰山のオングート部に商業基地を設けていた一に遭つて軍糧の補給をえたというのである。金國の威令すで行われず、群雄割據の戰國時代を現出していた當時のモンゴリアに、遙か西方イスラーム世界から、このように興安嶺西麓地帯にまで入りこんだ隊商がいたのだから、それよりは更に東方より位置する高昌ウイグル商人が之に後れをとるはずはない。彼等は當然サラセン人に先行してモンゴリア諸勢力と接觸していただであらうし、又そうだったなればこそ流動的なモンゴリアの政治狀勢が的確にウイグル國に知悉され、チンギスハーン勢力がアルタイ山に據るナイマン國に波及する段階で、亦都護 Idikut、バルジュックが西遼國に對する附庸關係を斷つて一西遼國から派遣されていた監國官シャウカムを殺して一モンゴルに投歸しえたのもある。滅國四十と稱せられるチンギスハーンの攻略史の間に、獨りウイグル國のみが亡國を免れたのみならず、機宜を得た投降を嘉されて世々駙馬の特權をかちとり、剩さえ太祖第五子としての殊遇をうけた結果、その都ビシユルバリックは「幸おう都 Qutuy Balaq」と稱せられて元朝一代の間を通じて繁榮を續けることができた一この點はウイグル國と殆ど前後して同じく自發的にモンゴルに納款したオングート國においても全く規を一にする一。要するにモンゴリア統一以前に溯つてウイグル・サラセンとチンギスハーンとの交渉は早くも成立していたけれども、當時まだモンゴル勢力は漢地に侵透すること稀薄だったため、兩者提携による營利活動は自ら西方を專一の舞臺とせざるをえない。

ファアリズム王國とモンゴルとの間に交易を目標とする國交が先ず開け、次で程なきその破綻から有名なかの西域遠征が勃發するのは周知の如くである。乃ち太祖十年 (1215)、ファアリズム王の使節バーハウッディーンはイスラーム隊商人を伴つて漠北に到來し、之に應えて十三年、太祖はファアリズム人マームード・ブカーラ人アリーホジャール・オトラール人ユースフ・カンカーを主班とする答禮貿易使節を派遣して兩國間に通商協定の成立を見たのであるが、續くモンゴル側の通商使臣オトラール人オマール・ホジャール・マラーガ人ハムマール・ブカーラ人ファクル・ウッディーン・ハラヴィー人アミーニウッディーンの一行がオトラール太守の手に殺害され商品は沒收される椿事を生んで、ここに戰火に被われ

た十三世紀西域が現出することになる。ドーソン「蒙古史」の詳細な敘述に呼應して、元史本紀・耶律楚材「西遊録」も簡にして要をえた記述を傳えている。西域征伐開始以前の時点において、太祖とイスラーム商人との間に早くも提携がなされているのを看過してはならない。提携はイスラーム商人が太祖の通商使節に任ぜられている所からも自明なように、カーンの利殖事業の代行者となったサラセンが西域における商業によってその委託を果そうとするものである。この點、吾々は彼等の上に幹脱の原形を認めることができるであろう。上記した至元廿年の世祖の聖旨「幹脱たちの勾當は在先成吉思皇帝の時分より今に至るまで行い來れり」——は正にこの事實の證言だったのである。

金國經略は突發した西域遠征に妨げられて、國王ムカリに一任されたまま太祖朝には終に完結しえなかつた。従つて第二代太宗エゲデイーカーンを迎えて、漢地經營は俄然緊迫化する。即位第六年の歲甲午(1254)には、河南に餘喘を保つ宿敵金國を滅ぼして、淮水・大散關を結ぶ以北の全域が并吞されたのはその最も象徴的な推移であるが、しかしそれに先んじて前代すでにムカリ國王の手に收められていた河北—黄河は十二世紀末の大氾濫で河道を大きく變え、開封の下流から東南流して淮水に合流していたから、當時の河北といえは現今の河北・山西・山東の全域に相當する——に對する直接統治の意欲が顯著化するのを、この場合特に重視しなければならない。幹脱戸に該當すべき消息が太宗朝をまつて中國文獻に頻出し始めるからである。次に掲げる「大元馬政記」の一節は漢地在任のモンゴル以下の官人に對して家畜税を規定した太宗初年の聖旨である。

太宗皇帝五年癸巳聖旨。諭田鎮海・猪哥・威得不・劉黑馬・胡土花・小通事合住・綿厠哥・木速孛伯・百戸阿散納・麻合馬・忽賽因・賈熊・郭運成并官員等。及該不盡應據幹魯朶商販回々人等。若曰。其家有馬牛羊及一百者。取牝馬・牝牛・牝羊一頭入官。……

これら官人に伍して「オールドに據つて商販する回々人」が擧げられているのに注意すべきである。もつともこれだけの表示のみからして彼等を幹脱戸と速斷するのは強牽の憾があるかもしれないが、之と殆ど同時に屬するもう一つの記録を參

其賈販。則韃主以至僞諸王・僞太子・僞公主等。皆付回々以銀。或貸之民而衍其息。一錠之本。展轉十年後。其息一千二十四錠。或市百貨而愁遷。或託夜偷而責償於民。

〔徐〕寔見。韃人只是撒花。無一人理會得賈販。自韃主以下只以銀與回々。令其自去賈販以納息。回々或自轉貸與人。或自多方賈販。或詐稱被劫而責償於州縣民戶。

太宗四年・六年の二次に互つてモンゴル朝廷に使した南宋の使臣鄒伸之の隨員たる彭大雅・廷寔が親しく見聞した所の報告であるだけに、ここには當時の幹脫の真相が彷彿されている。―沈曾植・王國維がいずれもこれら回々人を幹脫戸とみなすのは従うべき見解である―乃ち

- ① カーン以下モンゴル支配者層はその利殖事業を回々商人に委託し義務づけている。
 - ② 貸與の資本は銀である。
 - ③ 得られた利潤は撒花課賦*の形で出資者領主に納入される。
 - ④ 回々商人は最高年十割複利の高利貸付・商品買占・奢侈品交易・詐偽行爲などによって巨利を追求する。
- このように見てくると、中國文献が太宗朝をまつて幹脫の消息を傳え初める事實と共に、その所以が并せて理解できるところである。

*撒花の語義については、彭大雅「黑韃事略」・鄭思肖「心史」・汪元量「湖山類稿」・楊瑀「山居新語」・葉子奇「草木子」・權衡「庚申外史」などに胥索・索求その他の説明がなされている。モンゴル語動詞 *sagan* (強いる・催促する) からの轉成名詞 *saga-tuy* (原動詞の行爲一般の意) の音寫と思われる。因てここでは課賦と譯すことにした。「庚申外交」の説明は最もよく之に該當するであらう。

南陽馬賊百十爲群。突入富家。計其家貨邀求銀。爲撒花。

唯一つ以上の資料で言い漏らされている幹脱關係の要件は彼等が領主に納入すべき課賦の割合、つまり利潤率であるが、之については前にも觸れた高昌忠惠王（ウィグル人副宰相ボルガイの第三子答失蠻）の神道碑に至元年間の例として月息八釐とあるから、恐らく太宗朝に在っても年利一割前後の課賦を想定して大過はないであろう。そうだとすれば、幹脱戸がその間に獲得する利幹は實に巨額である。この利潤の巨大さを追求して幹脱戸は凡ゆる奸策を逞うする。無資本でかかる巨利が確保できる、乃至は領主資本に自己の資本を混入し、もしくは本来から私自資本に過ぎないものに幹脱錢の假名を冠して、損失の惧なく確實な巨額利潤を収めて私腹を肥やす。これがそのまま民害となつてくるのである。これら民害の指摘は耶律楚材—元史本傳、元文類神道碑—譚澄—元史本傳、牧菴集神道碑—高澤—元史本傳、牧菴集神道碑—王珍—元史本傳—王玉—元史本傳—などの事跡に數多く示されているが、なかんずく史天澤のそれが特に重要である。

自乙未版籍〔太宗七年籍〕後。政煩賦重。急於星火。以民蕭條猝不易辦。有司貸賈胡子錢代輸。積累倍稱。謂之羊羔利。歲月稍集。驗籍來徵。民至賈田業鬻妻子有不能給者。公〔史天澤〕憫焉。詣闕併奏其事。民償官爲代償。一本息而止。……上皆從之。—王惲「秋澗集」—史天澤家傳—

王惲の撰述する史天澤家傳によれば、銀納公課に苦しむ河北の民を好餌とするこの幹脱錢の營運、特にその典型的形態たる高利貸事業の弊害が極點に達した時、眞定萬戸たりし史天澤の建言が容れられてその善後策が講ぜられたという。元史本紀では太宗十二年にこの事實を繋けており、その際官銀以て償還された焦げつきの幹脱錢は三八〇萬兩—乙未年籍の戸數は戸等に論なく總計約一八〇萬であったことを想起せよ—に達したと報じている。官銀によるこの償還は右に見た如く、州縣官が部民に代つて借用した幹脱錢に限られこそすれ、一般庶民が同じ目的のために幹脱戸から借り出した私的名義の負債に適用されていなのだから、之を以て幹脱戸の營運する高利貸銀が總額いかに莫大な量に達していたかを十二分に想定することができよう。

幹脱錢營運の最も象徴的様式たる高利貸金が年利息十割複利計算という法外な苛酷さを執行しえたのは、一に保つてそ

れがカーン・王侯に屬する投下資金の回收であるという強制力が伴っていたなればこそである。負債の民は數年を経ずして一切を剝奪され、萬策つきて逃亡をやむなくされよう。しかし幹脱は決して損失を蒙らない。彼等は逃戸を管轄する州縣の責任として辨濟を要求する。商販の場合も同様で、奢侈商品を携えた遠距離貿易には殊に多い天災人災による被害も凡て所轄州縣の責任に轉嫁して憚らない。幹脱戸からこの種の無法な要求をつきつけられても、カーン・王侯の利殖代人だという彼等の資格が州縣長官にその拒否を不可能たらしめる。その結果、州縣長官までが職を棄てて去ったという。

壬辰〔太宗四年〕天下大料民戸。歲入銀四兩。民已無所于得。州縣迫征不休。回鶻利之。爲券出母錢代輸。歲責倍償。不足則易子爲母。不能十年。闔郡委積數盈百萬。令長逃債。多委印去。——姚燾「牧菴集」高澤神道碑——

庶民に對する官憲の絶對的權威は不易であつた歴代中國に在つて、かかる事態は全く想像だにできないはずであるが、それが現實に幹脱戸の前に實現したのである。

幹脱錢營運に伴う弊害は早くも太宗朝末期に問題化した。そして之に對する措置としては、時の宰相耶律楚材や史天澤の建議を容れて、官銀による償還をはじめ羊羔兒息の禁止・一本一利制の實施などが第一段階の制約として公布された。しかしながら續く憲宗朝に至つてもなお略々同じ規制が申嚴されているのを見ると、これら善後策の効果に疑問が持たれてくる。

* 元典章二七「幹脱爲民者倚閣」の條に引用される世祖聖旨によれば

大德二年八月二十日。江西行省近有蒙古文字。譯。阿吉只大王令旨。蠻子田地裏。屬俺的幹脱錢。本錢利錢不納有。……照得。先欽奉聖旨。節該。諸王駙馬並投下奏告。隨路官員人等缺少錢債。照得先帝〔憲宗〕聖旨。如有爲民借了。雖寫作梯己文契。仰照勘。端的爲差發支使。有備細文憑。亦在倚閣之數。……

部民の差發のために州縣官が借用した幹脱錢は、單に徵收猶豫の特典が與えられるに過ぎない。この點、官銀を以て償還するを許すという太宗朝の救濟措置に比べて大きな後退を示すのを特にここに指摘したい。

この疑問は、在來の諸弊一新を標榜して宣布された世祖即位の詔敕が、それにも拘らず、幹脱の拜見錢・撒花錢を朝貢國の貢物・戰場での戦利品と同格に並べて、當爲行爲と公認している所からも十二分に支持されるはずである。

庚申年〔中統元年〕四月初六日詔書内一歟。節該。開國以來。庶事草創。既無俸祿以養廉。故縱賄賂而爲蠹。凡事撒花等物。無非取給於民。名爲己財。實皆官物。取百散一。長盜滋奸。若不盡更。爲害非細。始自朕躬斷絕斯弊。除外用進奉・軍前克敵之物并幹脱等拜見・撒花等物。並行禁絕。内外官吏視此爲例。一「元典章二」「止貢獻」一
カーン以下モンゴル支配者層の銀に對する貪欲と、之をかき立て利用した西域人の執拗さの何という凄まじさであろうか。この條件が解消されない限り、幹脱錢という奇異な制度は繼續されねばならぬであらう。

3 元朝幹脱制度の變遷

世祖の即位を轉機として、在來のモンゴル帝國に顯著だった法制の不備・分權的傾向・遊牧國家の色彩は急速に退潮し、中書都省の整備・世侯の廢止・軍民官の分離・遷轉法の制定等々をへて、一路中國王朝への傾斜を深める。州縣制と官僚制を二大支柱とする中央集權體制に脱皮した時、ここに中國歴代王朝の系譜に列する元朝が誕生する。従つて幹脱に關してもこの例に漏れず、從來の多元的な諸領主への從屬が終つて、中書省を頂點とする政府官轄下に改編されるのである。

先ず至元元年(1264)の政令によつて、諸位下の委任する幹脱はその部民―部民といつても専ら西域賈人であるが―に限定し、趨利僥倖の賈胡が無制限に諸領主と結托する途を塞ぐ點から始まり

至元元年八月。定立諸王使臣驛傳・稅賦・差發。不許擅招民戶。不得以銀與非投下人爲幹脱。禁口傳勅旨。一「元史本紀」次で四年十二月・九年八月には、諸位「下」幹脱總管府・幹脱所と稱する官府の新設が見られる。この諸位下幹脱總管府とは十七年十一月を以て正二品の泉府司に昇格されるもの

高昌忠惠王〔答失蠻〕自幼事世祖。初與今太師洪陽王伊徹察喇—舊譯作月赤察兒—同掌奏記。後獨掌第一宿衛奏記。兼監幹脫總管府。持爲國假貸權。歲出入恒數十萬錠。綱月取子八釐。寔輕民間續取三分者幾四分三。與海舶市諸蕃者。至元十八年升總管府爲泉府司。丞相哈喇哈遜—舊譯作和禮霍孫—嘗奏罷之。二十五年王請復立。……—牧菴集「高昌忠惠王神道碑」—

泉府司とは、皇帝に屬する係官資本をはじめ諸王の私經濟に屬する金銀の出納、乃ち利殖事業を掌るものである。

至元十七年十一月乙巳。置泉府司。掌領御位下及皇太子・皇太后・諸王出納金銀事。—元史本紀—

* 泉府司設置の年次については、本紀と神道碑とで參差する。勿論この場合、本紀の年次に従うべきである。

至元四年設立の諸位幹脫總管府は、幹脫戸を一元的に管轄する中央官府だったのだから、その後五年にして出現する幹脫所とはその地方機關に外ならないであろう—恰も佛寺を管理するために中央に宣政院、地方に行宣政院・崇教所があり、クリスト教徒の場合には中央の崇福司が地方七十二個の掌教司を統轄したように—。従つて十七年この諸位幹脫總管府が泉府司に昇格するや、幹脫所はその跡を追つて幹脫總管府に轉身したことであろう。このような當該官衙の昇格は斷るまでもなく、その政務の擴大とそれに對する評價の向上を前提としなければならぬ。事實、上記の答失蠻神道碑によれば、至元中期の幹脫總管府では數十萬錠の—この數字は銀ではなくて交鈔のそれであろう—年間取扱い額を算したという、元史食貨志を按ずるに、至元十六年度の兩淮鹽課は約四十五萬錠、同年發行の中統鈔は七十八萬錠であるのを参照すれば、幹脫總管府の演じた經濟活動の比重の高さがいかにも判るといふものである。恰も時まさに元朝の政局は、世祖の信任を一身に集めた中書平章政事阿合馬 Ahmad の專權時代に當つていたのより推して、財務長官の出身で收斂の惡名高いこの西域人副宰相がその強力な推進者であつたろうことは想像に難くない。そうだったなればこそ、十八年三月に突發したアフマッド暗殺が、正に一大發展期を迎えていた幹脫に一時的にもせよ意想外の大打撃を蒙らしめたのである。他ならぬそれは、アフマッド

に代つて翰林學士承旨から中書右丞相に拔擢された和禮霍孫が、豊かな國家財政・帝室財政を口號として西域系政府首腦者と幹脱賤人との間に仕組まれた牢固たる癒着の弊を痛感して之が匡正を強行したことである。先ず手初めに十九年四月、一般貸借に月息三分の利率^{*}が法定される。年十割複利計算から利息の最高を十割どまりに制限する一本一利の法に押えられ、更に年利三割六分以上を禁斷されることになつたのであるから、暴利常習者たる幹脱にとつてこれが一種の彈壓ではなくて何であらうか。

* 月息三分の制は以後の元朝に定制となる。元史本紀では、成宗即位の至元三十一年六月、時の丞相完澤に違制の放債があるや、命じて定制によらしめてゐるし、「至順鎮江志」には延祐中の例として、館驛の經費調達のため官の鈔本を動支して營利するにも又定制によつてゐる。陳乃乾輯「元人小令集」に收める徐德可作の清江引「相思」に云う。

相思有如少債的。毎日相催逼。常挑著一擔愁。准不了三分利。這本錢見他時才算得。

小令の中に於てすら債務といへば三分利と應ぜられるのは、この定制が人口に膾炙されていたればこそである。もつとも元末の謝應芳「龜巢稿」卷十六には

舊制民間私債月息三分。年月雖多。不過一本一利而已。誠良法也。近年以來。其宦豪富強之家。乘人之急。取利過倍。……とあるよりすれば、末年にはこの法則も具文化した様子である。

しかしながら幹脱の蒙る打撃は單にこれのみには止らなかつた。太祖以來の傳統を無視されて、その全機能の停止すらもが發令される。但しこの停止令の正確な發布年月は遺憾ながら記錄に脱漏しているが、前後の事情を綜合して二十年二月に先立つ程近い時期と推定できる。それというのも

至元二十年二月癸巳〔八日〕敕幹脱錢仍其舊。——元史本紀一

廿年二月に幹脱錢再行の敕令が出され、續いて五月には幹脱總管府の復活^{*}がなされているからである。

* 本紀の二十年五月己卯の條には「立幹脱總管府」とのみあつて復活とは稱していないのであるが、この總管府は已述のように十七年を以て泉府司と改稱されているので、「乃至はそれと連關して諸路幹脱所が幹脱總管府に昇格しているから」、論理的にも復活でなければならぬ。

もつともこの間に在っても泉府司は依然として存続し、二十四年一月に至って始めて廢止、次で二十二年八月に復活されているのはいかにも不相應な觀を呈するが、しかしそれにも拘らず幹脱の勾當が二十年二月以前に停止をくらったことは次の世祖の言によって明確なのであるから

至元二十年二月十八日(星)中書省咨。撒里蠻・愛薛兩個省裏傳奉聖旨。幹脱每底勾當。爲愆的言語是上廢道。交罷了行來。如今尋思呵。這幹脱每的言語似是的一般有。在先成吉思皇帝時分至今行有來。如今若他每底聖旨拘收了呵。却與著。未曾拘收底。休要者。若有防送交百姓生受行底。明白說者。欽此。——元典章二十七「行運幹脱錢事」

二十一年四月まで殘存した泉府司とは幹脱錢の殘務整理に任じていたと解すべきであらう。ところで二十年二月以前の或る時期に起こった幹脱錢停止の事情について今少しく考察してみるに、その發議が中書省の首腦者からなされたことは聖旨の明言する所である。「新元史」宰相年表によれば、數年間に互り專權を揮った宰相アフマッドが暗殺に仆れた十八年三月以降は翰林學士和禮霍孫が右丞相に拔擢され、二十一年十一月までこの最高の地位を保持する、幹脱賈人の有力な後援者たる色目人宰相アフマッドの口から幹脱錢の停止が發議されるようなことはありえないとすれば、當然この發議者は和禮霍孫であり、従つてその時限は十八年四月以降と限定されよう。前記の答失蠻神道碑ならびに次に引用する元史本紀が等しく泉府司廢止の推進者としての和禮霍孫を述べているのに徴しても、この推定は搖がないであらう。

至元二十二年八月己未。詔復立泉府司。秩從二品。以答失蠻領之。初和禮霍孫以泉府司商販者所至官給飲食。遣兵防衛。民實厭苦不便。奏罷之。至是答失蠻復奏立之。——元史本紀一

そうだとすれば、被害後のアフマッドが生前の收斂淫虐の諸惡を暴露されて問罪され、彼の濫設した官府二百四所が僅か三十三所を残して他は悉く廢止された十九年六月の大整理こそは、その趣旨・時期・執行者の諸點において、幹脱錢停止をもその中に含んだものと解して最も妥當するであらう。

*この文書の冒頭の一節には疑問の點がある。前記のように幹脱錢復活の聖旨は二十年二月八日(癸巳)に出ているから、之を承けた

中書省は早速管下の諸官府、特に行省に連傳するはずである。この文書の日付が二月十八日となっているのは、特定の行省にそれが届くまでの期間をえているわけである。そうだとすればこの中書省の咨文は下行文書であり、従って呈ではなくて――呈は上行文の場合である――准もしくは承奉の形で受けとめられねばならないであらう。

なお元史本紀の至元二十年二月癸巳の記載はこの文書の要約であるが、餘りにも要約に過ぎるため單獨では意味が不分明である。その結果、幹脱鑰の廢止という重大事件に直結する記事でありながら、これまで不注意に看過されて来た。元典章のこの文書を参照しつつ、その内容を正確に理解することによって幹脱制度の沿革を缺漏なく述べることができよう。

モンゴル宰相和禮霍孫による幹脱錢營運阻止は累積する幹脱戸の非違行爲の禁遏を直接の目的としたけれども、同時にそれは元朝在任の色目人の間に牢乎たる朋黨主義に對する挑戦でもあった。太祖以來、モンゴル帝國の建設的部面に莫大な寄與をあたえた彼等、中國文化とは異質ではあつてもしかしそれに勝るとも劣らぬ高い文化を具えた彼等は、それだけでも十分モンゴル支配者層の評價と信頼をうるに足るものであつたが、更に加えて彼等には、數千百倍する中國人を統治しなければならぬモンゴルから、その協力者・隨伴者としての期待とそれに見合う優遇とが與えられていた。従つて同類相互に團結しつつモンゴル要路と連帶する彼等の勢力は、一朝にしては容易に崩れるものではない。和禮霍孫の意圖した幹脱彈壓も、色目人の專權宰相アフマッドの舊惡暴露に乗じて初めて着手された點、これら事情を考慮した上での實施であつたことが窺われるのであるが、しかしそれでも幹脱の反撃は強力で、僅か半年後にはこの彈壓をはね返してしまつた。後世の史家――趙翼「廿二史劄記」――から嗜利驥武と難ぜられる世祖の弱點を巧について彼等がこの成功を勝ち取つた様子は、上掲した二十年二月の世祖聖旨の中に窺うことができる。^{*}そのみではない。幹脱錢營運停止という大改革を一旦は認められながらも僅か半年餘りで覆えされた和禮霍孫が依然その方針を固持しつつ二十一年四月に泉府司廢止の舉に出ずるや、彼等は終にこの剛直宰相に見切りをつけてその退陣を劃策し、十一月には首尾よくその目的を達するのである。盧世榮・桑哥と續く至元後期の宰相はいずれも理財第一主義を掲げて世祖の嗜利心に乘じた人物であるから、これら宰相の下に幹脱がアフマッド時代を再現するのは火を見るよりも明らかであらう。

*上に引用した至元二十年二月十八日の聖旨の内容を敷衍すれば次の如くである。

「幹脱錢の營運事業には許多の弊害が伴うので停止して頂きたい、という汝ら中書省官人の建議は至極もつともだからと云つて罷めしめて來たが、今となって思い直してみると、その停止に反對するこれら幹脱戶の言い分にも、無視できない道理がある。そもそもこの幹脱錢とは太祖チンギス皇帝より以來、歴代カーンの公認をえて施行されてきた祖法であるから、その間多少の弊害があつても一朝にして之を廢止するのは不穩當であると知らされた。従つて先年の幹脱錢停止令は撤回する。その間、幹脱戶から取上げた執把聖旨は本人に還付せよ。たまたま未だ未回収の幹脱戶に對してはその提出を求めることなく、舊のまま執把せしめよ。云々」

世祖朝を終つて以後の幹脱に關しては記録が急激に減少する。^{*}しかしこの事實は直ちに幹脱の活躍が衰微した反映だと解すべきではない。むしろ元朝文獻、特に公文書類が世祖朝に比べて甚しく疏散となつた結果にすぎないのである。

*元史本紀の成宗元貞二年十一月己巳の條に

兀都帶等進所譯太宗憲宗世祖實錄。帝曰。別馬里思丹・砲手亦思馬因・泉府司皆小事。何足言哉。

とあるよりして、成田節夫氏は泉府司關係の記録、乃ち幹脱關係の記録がこの時に多く削除されたであろうと云う。もつともな見解であるが、これだけからしては成宗朝以降の幹脱記録の散漫さを説明することにはならない。

散見する個別記録を通觀する限り、以後の大勢はその間に多少の起伏はあるにしても――武宗治世の至大四年間の放漫政治が以後に於ける幹脱には唯一の自由時代であつた――略々世祖朝の延長にすぎない。唯記録は文宗天曆年間を最後として寧宗・順帝時代には現われなけれども、この二代を限つて彼等の存在が否認されるだけの特殊理由が考えられない以上、王朝末期に例外なく認められる記録の疏漏とみなし、結論としては元朝一代を終るまで、この特異な制度が存続したと解して支障はないであらう。

4 幹脱錢營運のメカニズム

カーンより以下のモンゴル最高支配者層が自己の資本銀を特定の西域商人に付與し—ウィグル・サラセンを主とするこれら賈胡たちは資本主たる領主との間に特殊な來歴で結ばれているだけでなく、彼等相互間にも本來は組合集團のメンバーとしての連帯があった—一定率の利潤貢納の義務を負わせてその利殖事業に専従せしめるというのが幹脱戸・幹脱錢の制度であった。ところで遊牧者一般にとつて原初的に財物(經濟財)というのは、家畜にすべてが歸せられる。勿論この段階にあつても交易は行われたであらうが、しかしそれも現物交換の域を脱せず未だ利潤を目的とする營利行爲にまでは成長していなかった。それが今や銀を資本とし、その營運によつて利潤を追求するようになったといふのであるから、その間における先進經濟諸種族の影響が當然考察されねばならない。

金銀は單に稀少價值からだけではなく、それ自體に具わる美質をかわれて財寶視されること尙しい。しかしそれが諸々の價值の基準として交換媒介物・取引決算手段の中心となるのは、少くとも中國では遙か後世にまで下るであらう。周知のように中國では青銅硬貨が古い歴史をもつ。もつとも宋以前ではその發行額も限られていて、布帛による貨幣の代替が一般的である。金銀もこれら代替品の一種をなしたが、何しろ單位價格が大きいため布帛なみに普及することはない。宋代以降つて各種産業の發達・交換經濟の普及は劃期的に進展したから銅錢發行額も未曾有の巨額に達し、ここに名實ともに具わる銅錢時代が出現した。従つて高額取引を特徴とする金銀の銅錢代替も前代に比べて當然擴大せずにはおかないけれども—加藤繁博士「唐宋時代の金銀の研究」によれば、唐代では主として金、宋代では銀が使用されたといふ—しかし尙銅錢時代の名を虛名化せしむるまでには至らない。宋を江南に跼踏せしめて淮水以北を統治した女眞帝國—金王朝に至つて、これまで秤量貨幣としてしか使用されなかつた銀が始めて鑄造貨幣—章宗承安重寶である—として出現する。一見する限り、この新事實は銀の流通度の顯著な伸展と觀られるかもしれないが、實は決してそうではない。經濟發展の落差に伴う銅錢の南宋流出が、それでなくても領域内に産銅地を持たない金國の通貨事情を最惡状態に迫込んだ結果、成算のないまま窮餘の一策として銀貨が發行されたまでである。その證據には、承安重寶が僅か二三年の短命で廢止されるや、銀貨は二度と出

現せず、以後は専ら不換紙幣を發行して收拾のつかない流通界の混亂の中に國運も盡きるのである。

中國におけるかかる推移に對して、西方イスラーム世界は金銀貨幣の行用すこぶる尚しい地域をなした。特に中國に西接する東部イスラーム圏では、許多の商業都市國家が古來銀經濟で比類のない繁榮を續けていた。十三世紀モンゴルが西域地方との接觸を中國とのそれに先行して持續したのであるとすれば、太祖・太宗朝のモンゴルに銀への熾烈な欲求があったとしても不可解ではない。現に太祖四年(1209)、まだ全モンゴリアの統一は完成していないこの當時にあって、ウィグル王バルジュークから自發的歸屬の使者をうけた太祖は、内屬の誠意を示すためイディクト自ら金銀その他の財物を持參して入朝せよと命じており、又金國からの請和・西夏からの投降に際しても、金帛・金銀器の獻上がなされているではないか―元朝秘史卷十―十二―。但し當時のモンゴルはまだ依然たる遊牧民であるから金銀に對するこのような強い欲求はあっても、それを規運して利殖する術を知らない。利殖を專業とする商業の民―西域人にとつて、かかる事情こそは乗すべき絶好の機會である。利を追うに聰い彼等がこの好機を見逃がすはずはない。「黑韃事略」において、南宋人はこの事實を餘す所なく傳えている。こうして銀資本の提供者たるカーン以下のモンゴル領主とそれが規運者たる賈胡との癒着が早く太祖朝に起源したわけである。

委託された銀資本を規運する幹脱戸の典型的業種が高利貸業だったことは已に詳説した。法外な高利率にも拘らず領主の權勢を背景に絶對缺損することのない徴收方法が悪辣巧妙であればあるだけ、華北の漢人は徹底的に搾取されるであろう。そして事實、この消息が十三世紀前半を通じての中國文獻に頻出するのであるから、この高利貸銀は漢地おしなべて普遍していたのである。ところで羊羔兒息と稱せられるこの種の高利貸銀が普及したとは、一體どうしてなのであろうか。太祖五年(1210)以來、一年として止むことなく連續したモンゴルの劫掠に荒廢しきった河北の民が、かかる重い利息を顧みず之を生産資金として借り受けられるはずはない。ましてや生計費のために敢えてするなどは全く思いもよらない。とすれば、その普及が益々不可解な事態とならねばなるまい。この疑問に應えるものが他ならぬモンゴル朝に創ま

る銀納公課なのである。

傳統的な中國稅役制度では、土地・人丁をも含めた綜合的實力を對象とする兩稅・徭役と及び權稅・商稅をも含む廣義の消費稅―課利とが中唐以來その中核をなす。前者は現物(穀物布帛)納―實徭役の場合を除き、後者は現錢納を原則とする。勿論その間、現錢納の一部、例えば鹽稅などが銀を以て折納されることは稀ではないにしても、現錢納という建前を崩すまでには至らない。モンゴル支配下の漢地ではかかる中國の傳統を全く無視した稅役法が實施されるが、ここに云わんとする銀納公課、即ち包銀稅こそはその尤も著しいものである。包銀稅については專考の論文もあることとて、ここには詳述する遑がない。唯その概要として、一戸當たり絲百兩に相當する銀五兩の賦課が太宗初年すでに制度化され、次で太宗皇后監國時代には七兩増額案が成らないまま前代制度が踏襲された。憲宗朝に入つて程なく四兩制、しかもその内容は銀納二兩・他は絲絹折納という形に輕減され、續く世祖朝に入つて始めて全額紙幣納に改められることになつたという沿革を指摘するに止める。

* 安部健夫「元代の包銀制の研究」(東方學報、京都二十四) 愛宕松男「元朝稅制考」(東洋史研究、二十三卷四號)

之を要するに、太宗く世祖中統元年(1260)の卅年間というものは、銀納稅目が中國で始めて施行されたわけである。公課という強制力を以て包銀が徵發されるのだから、農民たるものは是非とも商人を介して銀を入手しなければならぬ。商人・地主にしても、彼等自らが包銀徵發の對象であり且つ蓄藏する銀額にも限度があるから、老大な總量にのぼる農民の銀需要にはとても應じられない。必然的に幹脫戶の貸與銀を高利息とは知りつつも已むなく借用して火急の用に充てるのが大勢であつた。戸毎に銀四く五兩といへば、胡祗適「紫山集」に掲げる世祖初期の物價表に照しても米十五石ばかりに相當するから、莫大な負擔だと云はねばならない。もつとも太宗初年の稅戶はセンサスの結果確認された實人戶ではなく、机上で定められた整數二十萬戶が夫々不等數の實人戶を戸下に按配した所謂の合戶制であるから、困憊しながらも包銀だけでこれだけの數量―以外に田賦としての稅糧・庸にあたる絲料が加算される―に耐ええられたのであるし、癸巳年(1233)

・乙未年(1235)兩次のセンサスをへた後は、右の合戸が分解されて各々單戸として戸籍に登録されたけれども、この段階では包銀五兩が完全戸のみに課せられ、従つて之が最高額をなしつつ以下戸等に應じて遞減されたからこれまた何とかな應じられたのであるが、羊羔兒息の誅求に對してだけは奈何ともしえなかつた。單弱な農民が先ず没落する。墓を掘り子女田宅を典賣して最後は自らを奴僕に轉落せしめるか乃至は逃戸となつて流亡するのである。負債者が逃亡すれば幹脫商人は州縣に向つて元利の辨償を要求する。この要求が拒めない州縣では殘存戸に向つて追徴せざるをえないのであるから、ここに惡循環が生じて中等戸・上等戸をも破滅に捲きこむであらう。

合戸二十萬からなる稅戸數を標準として計算すれば、右の三十年間にモンゴル朝廷は約三千萬兩の銀を徴收したのであらう。無論その一部は宗室諸王その他への歲賜に充てられたはずであるが、いづれにしろそれらはモンゴル支配者たちの裝飾品・什器の素材や西域奢侈品の購入代價として使用された餘りは、殆どすべてが幹脫銀として幹脫戸に貸與委託されたに違いない。つまり幹脫錢の資本銀は年一年と累増し、従つてその運営範圍も漢地の隅々にまで浸透した道理なのである。ところで既にも述べたように、幹脫戸は資本主に對して約一割の年利息を貢獻の形で課賦される半面、民間からは最髙年十割の暴利を強取するのだから、差引き九割の利息が彼等の私腹を肥やす勘定である。幹脫錢の規運によつて幹脫戸がいかに莫大な私利を貪りえたか凡そ見當づけることができるであらう。彼等にとつては何としてもこの幹脫制度は繼續維持しなければならない。これが至元年間の幹脫錢改廢措置に對する彼等の執拗な抵抗反擊姿勢となつて現れるのである。太宗(世祖初年)の三十年間に朝廷に納入された包銀三千萬兩、それに加えてその一割が幹脫錢に轉用されたと假定して生ずる十割利息三十年間の合計九千萬兩と推測しただけでも、淮水以北の銀は恐らく洗いざらい吸い上げられたと想像されるであらう。このように見てくると、憲宗朝に包銀稅が四兩に削減され且つその半額が絲絹折納を許されて實質銀納額は二兩に低下し、更に之が中統元年には天下通行中統元寶交鈔の發行に伴う措置とはいへ全額紙幣納に更められるのは、決して單なる恩惠政策と見なすべきではなく、實は銀の絶對的涸渇状態が漢地を捲つていた反映としてこそ理解の正

しさが得られるであろう。至元十三年（1276）の南宋平定を待ちかねて幹脱戸は富裕な新領域江南に進出して銀の獲得に努めるのであるが、遺憾ながら元朝の江南には包銀制を布くことができなかったし、江南には兩稅法が施行せられた、殊には交鈔の流通を圖るといふ大目的から課利は元より夏稅に至るまですべて鈔納を許したから、江南での幹脱錢は漢地におけるが如き高利貸銀としての運營手段では殆ど利用者を見出すことができなかった。以後の幹脱戸が規運方式を一變して市舶貿易に専念する所以がここにあるのである。

モンゴル朝が包銀という中國では前例のない銀納公課を制定したについては、モンゴル支配者層の間に浸潤しつつあった金銀への強い欲求が一つの理由として考えられよう。しかしながら太祖太宗朝の當時、たとえ金銀への熾烈な嗜好はあったとしても、モンゴルにはまだ之を制度化する創意にまでは立ち至っていなかったであろう。それというのも漢地統治の諸制度は殆ど凡てが色目人・漢人の手に委ねられて出來たのが實狀だったからである。モンゴル自身にその創意が發しなかつたとすれば、當然それは西域人の發想とならう。太祖朝から世祖末年に至るまで、財務長官の任には常にウィグル・サラセンが充てられていた事實をここに想起すべきである。銀經濟の中に育った商業の民としての西域人が銀獲得に熱意を燃やすのは當然であるが、しかし幹脱錢に見られるような直截的手段は何としても異様たるを免れない。商賈の本質的活動は何といつても不等價交換を最高度に發揮する狙いから異域の珍貴を遠距離貿易に乗せる點に在るとすれば、確かに幹脱錢の規運に伴う羊羔兒息のみを專一とするのは常態ではない。この異常な銀獲得方式は果して何によつて導き出されているのであろうか。幹脱錢の背景がここに改めて検討を求められてくる。そしてこの探求は、東方漢地から西域に向かう銀流動の大勢を述べることによつて一つの解答を見出すことであらう。

The Ortaq-qian 幹脫錢 (Loan for Ortaq) and its Background

Matsuo Otagi

The outline of the Ortaq-qian 幹脫錢 (loan for Ortaq), which appears in Chinese literature under Mongol rule in the 13th century, has previously been discussed. In this article, the author supplements existing studies and clarifies its actual conditions. Further, he insists that we should not understand it narrowly as a peculiar institution of China under Mongol rule. We should understand its real importance in broader perspective, analysing its essence and tracing its origin.

Ortaq, a particular group of Central Asian 西域 merchants, to whom was entrusted silver by the Mongol ruling class for the purpose of earning of its, lent the silver out at high interest and garnered much profit into their own hands as their share.

It was only natural that a huge amount of silver in their hands was carried to the West. But the prerequisite for such export of silver was the differential cost of silver between the East and the West. This difference between the two economic worlds, that is, the Islamic world and China, was a long-term phenomenon from the 10th century to the 13th century. A rough sketch on this theme will begin with confirmation of this phenomenon.

On the Qing-liu 清流 Party at the End of the Later-Han 後漢 Dynasty

Shinji Higashi

The so-called Dang-gu 黨錮 affair (the proscription of the literati) at the end of the Later-Han 後漢 period appears to have involved a conflict between the Qing-liu 清流 (Pure) party and the Zhuo-liu 濁流